

議第77号

職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案

職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和28年三島市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の」とする。

第5条第1項中「禁錮^こ」を「禁錮」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和元年9月5日提出

三島市長 豊岡 武士